

重 要 事 項 説 明 書

(ガスに関する主要な供給条件のご説明)

お客さまが、広島ガス株式会社(以下「当社」といいます。)にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、ガス事業法に定めるガス小売事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、当社がお客さまにご説明し、ご理解いただきたい供給条件等の重要事項は以下のとおりです。

なお、ガスの供給および使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)の詳細は、一般ガス供給約款および選択約款(以下「ガス小売供給約款」といいます。)に定めています。ガス小売供給約款は、本社、支店および当社の指定店(以下「本社・指定店等」といいます。)のほか、当社ホームページ(<http://www.hiroshima-gas.co.jp/>)でもご確認いただけます。

1. ガス使用の申し込みおよびガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約をご希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・ガス使用の申し込みは、本社・指定店等または当社ホームページにて受付いたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

2. 使用開始予定日

- ・使用開始予定日は、原則としてお客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更および解約

- ・ご契約の変更およびお引越し(転出)等に伴う解約については、当社の本社・指定店等までご連絡ください。

4. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ本社・指定店等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更をご承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定したガス使用量に基づき、前回の検針日から今回の検針日までの期間における基本料金および従量料金(原料費調整額を含みます。)の合計額といたします。
- ・ご契約いただくガス料金メニュー等は、当社ホームページ掲載のガス小売供給約款をご覧ください。
- ・ガス料金のお支払期限日は支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日をいいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- ・ガス料金のお支払いが支払期限日を経過した場合には、その経過日数に応じて1日当たり0.0274%の利率で延滞利息を算定し、ご請求いたします。ただし、支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただきません。

- ・原料費調整制度に基づき、実際に適用する単価（円/㎡）は、毎月の平均原料価格変動額を基に算出した調整単位料金を基準単位料金に反映させた単価とし、為替レートや原油価格の外的要因による原料費の変動により毎月調整いたします。
- ・毎月のガス料金の単価は、検針時にお届けする「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」等にてご確認ください。
- ・ガス料金は口座振替、払込み、クレジットカード払いのいずれかの方法により、支払期限日までにお支払いいただきます。なお、支払義務発生の翌日から起算して50日目（支払義務発生の翌日から起算して50日目が休みの場合はその直後の休みでない日）を経過してもお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- ・当社はお客さまのガス使用量等のお知らせを、原則として「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」等によりお知らせいたします。

6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は口座振替、払込み、クレジットカード払いのいずれかの方法により、お支払いいただきます。

7. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は45メガジュール地区は13A、100.4652メガジュール地区はLPGですので、消費機器はそれぞれ13A、LPGとされている消費機器が適合いたします。

45メガジュール地区

熱量		ガス栓の出口における圧力		ガスの種類
標準 45メガジュール	最低 43.5メガジュール	最高 2.5キロパスカル	最低 1.0キロパスカル	13A

100.4652メガジュール地区

熱量		ガス栓の出口における圧力		ガスの種類
標準 100.4652メガジュール	最低 96.3メガジュール	最高 3.3キロパスカル	最低 2.3キロパスカル	LPG

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、当社が定める工事約款に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記の工事約款に基づき、お客さまに負担いただきます。

9. お客さまの責任および協力をお願い

- ・ガスのご使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置場所へ立ち入らせていただきます。
- ② ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限をいたします。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き設置させていただく場合がございます。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。
- ⑤ 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。